

新しくなる贈与制度を学ぼう その②

～令和6年 相続時精算課税贈与の改正～

令和6年より贈与のルールが変わります

令和6年1月1日からの贈与のルールが変わります。

- ・ 暦年課税制度はより厳しい改正に
- ・ 相続時精算課税制度はより使いやすい改正に



贈与が成立



「ありがとう」

贈与の仕組みを確認し、
正しい贈与を行いましょう！

令和5年までの暦年贈与と相続時精算課税の比較

	暦年課税	相続時精算課税
贈与者	誰でも可能	贈与をした年の1月1日において60歳以上である父母、祖父母
受贈者	誰でも可能	贈与を受けた年の1月1日において18歳以上の推定相続人、孫
基礎控除 (非課税枠)	年間110万円	上記の贈与をする人ごとに相続開始するまで原則2500万円
税率	超過累進課税 (10~55%)	(累計贈与額 - 2500万円) ×一律20%
贈与者が死亡 した場合	相続開始前3年以内に受けた贈与財産は相続財産に加算	この制度を適用した贈与財産は全て贈与時の価格で相続財産に加算
併用できるのか	相続時精算課税を一度選択すると相続発生時まで継続	

相続時精算課税の改正点

【改正前】

累計2,500万円までの贈与については贈与税はかからない。相続発生時に相続財産に加える。

【改正後】

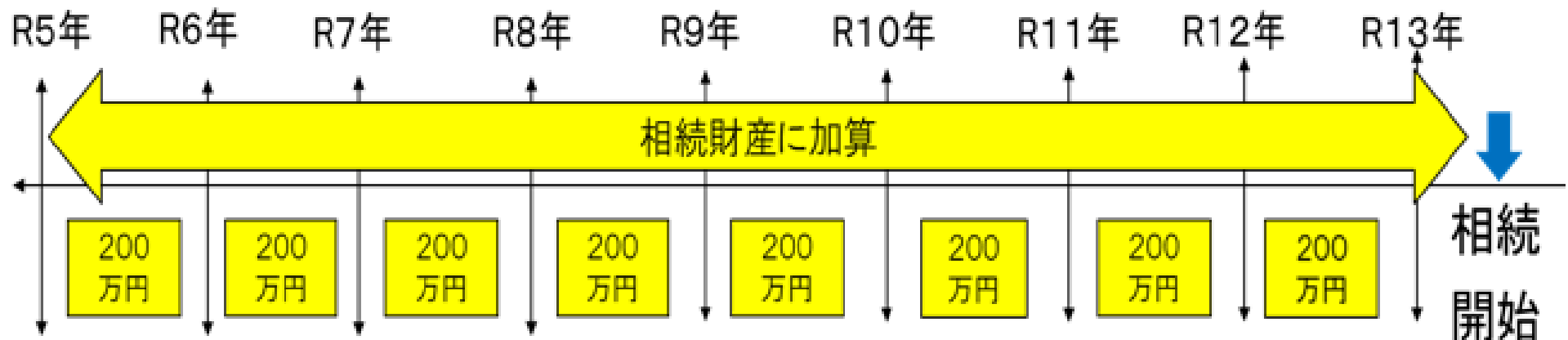
累計2,500万円までの贈与については贈与税はかからない。相続発生時に相続財産に加える。

＋ 年間110万円の基礎控除が可能となる。

相続時精算課税の改正点～改正前の贈与～

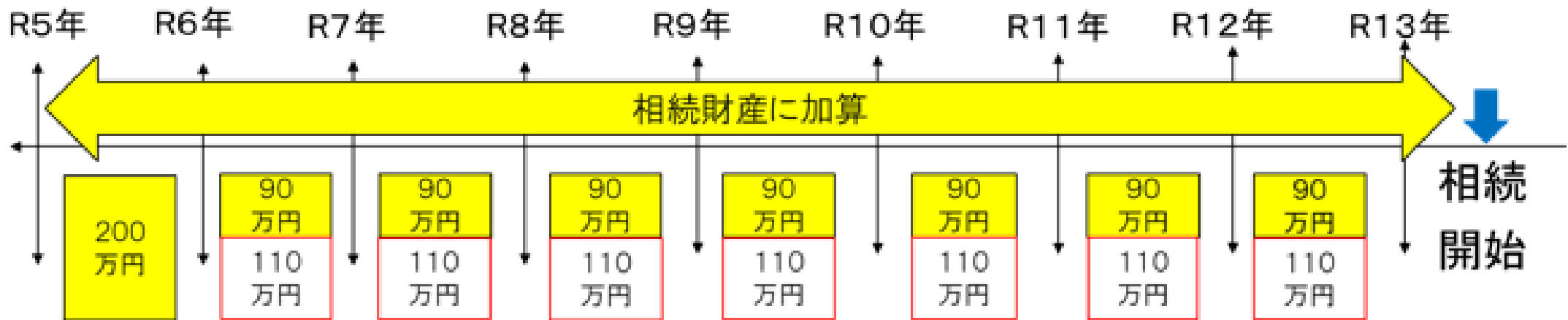
相続時精算課税を選択し、

毎年4月15日、法定相続人に対し200万円贈与
令和13年4月15日に相続開始と仮定した場合



- ・ 毎年贈与税の申告が必要
- ・ 贈与額が累計2500万円を超えた場合、超えた部分に対して一律20%の贈与税
- ・ 相続開始時、相続時精算課税を適用したすべての財産が相続財産に加算
- ・ 土地等の財産の評価は贈与時点での評価で固定

相続時精算課税の改正点～改正後の贈与～



- ・ 贈与税の申告が必要なのは **110万円を超えた場合**
- ・ 贈与額が累計2500万円を超えた場合 **(年間110万円の基礎控除分は除く)**
超えた部分に対して一律20%の贈与税
- ・ 相続開始時、相続時精算課税を適用したすべての財産が相続財産に加算
ただし、年間110万円の基礎控除分は除く

END